



2023年8月10日

各 位

会 社 名 センコーグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証プライム市場)
問合せ先 管理本部 法務部長 梅津 知弘
(TEL. 03-6862-8840)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年9月5日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 1,338,700株
(3) 処分価額	1株につき1,032円
(4) 処分総額	1,381,538,400円
(5) 処分予定先	①日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口) 656,200株(677,198,400円) ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口) 682,500株(704,340,000円)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

(処分予定先①について)

当社は、当社および当社のグループ子会社(以下「対象子会社」といい、当社および対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。)の取締役(社外取締役および国内非居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2023年6月28日開催の第106回定時株主総会にて役員報酬B I P信託(以下「B I P信託」といいます。)の継続および一部改定の承認をいただいております。

(処分予定先②について)

当社は、対象会社の幹部社員(以下「対象従業員」といいます。)を対象に、当社グループに対する帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、グループの中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2023年5月25日開催の取締役会で、株式付与E S O P信託(以下「E S O P信託」といいます。)の継続を決議しております。

本自己株式処分は、各信託の継続に伴い、当社が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結す

る各信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。(処分予定先の名称については、上記1.(5)をご参照ください。)

処分株式数につきましては、各株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役および対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2023年3月31日現在の発行済株式総数157,070,496株に対し0.85%(小数点第3位を四捨五入、2023年3月31日現在の総議決権個数1,549,370個に対する割合0.86%)となります。

また、2023年2月24日付有価証券届出書による当社株式に係る募集(以下「前回自己株式処分」といいます。)によって処分した自己株式数は5,255,100株(議決権個数52,551個)であり、これと本自己株式処分による処分数量を合算した株式数は6,593,800株(議決権個数65,938個)となりますが、その希薄化の規模は2022年9月30日現在の発行済株式総数157,070,496株に対し4.20%(小数点第3位を四捨五入、2022年9月30日現在の総議決権個数1,496,649個に対する割合4.41%)となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は各株式交付規程に従い対象取締役および対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、B I P信託の概要については、2023年5月25日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」を、E S O P信託の概要については、2023年5月25日付で公表いたしました「当社グループの幹部社員に対する株式交付型インセンティブプランの制度期間の延長に関するお知らせ」をご参照ください。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	(B I P信託) 対象取締役に対するインセンティブの付与 (E S O P信託) 対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱U F J 信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	(B I P信託) 対象取締役のうち受益者要件を充足する者 (E S O P信託) 対象従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2017年9月22日(信託期間延長のため2023年8月に変更予定)
信託の期間	2017年9月22日~2023年9月末日 (2023年8月の信託契約の変更により、2027年9月まで延長予定)
制度開始日	2017年9月22日
議決権行使	(B I P信託) 議決権を行使しないものとします。 (E S O P信託) 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2023年8月9日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,032円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、特に有利な処分価額には該当しないものと判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上